

令和5年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日分)所得割額⑥が0円であり、均等割額⑦に金額が印字されている場合が住民税均等割のみ課税(所得割非課税)の人になります。

税 額	市 民 税	月 割 額	
		6月分	7月分
	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥	0	
	均等割額⑦	3500	
	県 民 税		
	税額控除前所得割額④		9月分
	税額控除額⑤		10月分
	所得割額⑥	0	11月分
	均等割額⑦	2300	12月分
	特別徴収税額⑧		1月分
	控除不足額⑨		2月分
	既 充 当 額 ⑩		3月分
	既 納 付 額 ⑪		4月分
	差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑪)		5月分
	変更前税額⑫		
	増減額(⑧-⑫)		
	変 更 月		月

- ・「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
- ・「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額を記載しています。

(お問合せ先)

伊丹市 市民税課

TEL (072)784-8022

FAX (072)784-8029